

食中毒発生一覧（平成31年）

H31.3.8現在

NO	発生年月日	健康福祉センター	主な発生場所	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設の営業許可種別	事件の概要	行政処分	備考
1	H31.2.9	二州	福井市 坂井市 越前市 敦賀市	142	5	2/9に 調製した弁当	ノロウイルス	飲食店営業 (仕出し弁当)	平成31年2月12日(火)午前11時50分頃、県民から二州健康福祉センターに「敦賀市内の飲食店で調製した弁当を食べた者が下痢、嘔吐等の症状を呈している。」との通報があった。調査した結果、2月9日(土)に当該施設が調製した弁当を喫食した15グループ142名のうち、6グループ31名が下痢、嘔吐等の症状を呈していた。患者の症状および潜伏期間が類似していること、患者の共通する行動は、当該施設が調製した弁当の喫食のみであること、患者の便からノロウイルスが検出されたこと、医師から食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が調製した弁当を原因とする食中毒と断定した。	2/14～2/16 営業停止処分	探知 2/12
2	H31.2.27	坂井	あわら市	1	1	2/26に 調理販売したしめ鯖	アニサキス	①飲食店営業 (仕出し弁当) ②魚介類販売業	平成31年2月28日(木)午前11時頃、医療機関から坂井健康福祉センターに「魚介類を喫食した患者が受診し、その患者をアニサキス症と診断した。」との通報があった。調査した結果、患者は2月26日(火)に当該施設が販売したしめ鯖を喫食した1名であった。医療機関において患者からアニサキス虫体が摘出されたこと、患者の症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、患者が上記潜伏期間内に喫食した魚介類のうち、加熱や冷凍等のアニサキス対策がされていない魚介類は、当該施設が調理販売したしめ鯖のみであったこと、当該施設ではアニサキスが寄生していた魚介類を加熱や冷凍等の措置を講ずることなく調理販売していたこと、医師から食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が調理販売したしめ鯖を原因とする食中毒と断定した。	3/1 営業停止処分	探知 2/28
3	H31.3.3	坂井	福井市 あわら市 坂井市	146	8	3/2に 調理提供した食事 (昼食および夕食)	ノロウイルス	飲食店営業 (旅館)	平成31年3月4日(月)午前9時40分頃、利用者から福井健康福祉センターに「坂井市内の宿泊施設を利用したところ、下痢、嘔吐等の症状を呈した。」との通報があった。調査した結果、3月2日(土)に当該施設を利用した4グループ146名のうち、78名が下痢、嘔吐等の症状を呈していた。患者の症状および潜伏期間が類似していること、有症者間での感染症を疑う事象は確認されず、有症者の共通する行動は、当該施設が調理提供した食事の喫食のみであること、有症者および調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、医師から食中毒患者発生届出があったことから、坂井健康福祉センターは本件を当該施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	3/6～3/8 営業停止処分	探知 3/4
4	H31.3.5	坂井	あわら市 坂井市	49	4	3/2から3/5に 製造したパン	ノロウイルス	①飲食店営業 (仕出し弁当) ②菓子製造業 ③アイスクリーム類 製造業	平成31年3月6日(水)午前8時30分頃、医療機関から坂井健康福祉センターに「坂井市内の食品営業施設が製造したパンを喫食した者が食中毒様症状を呈し受診した。」との通報があった。調査した結果、3月2日(土)から3月5日(火)に当該施設が製造したパンを喫食した46名が下痢、嘔吐等の症状を呈していた。患者の症状および潜伏期間が類似していること、有症者は互いに関係性がなく、共通する行動は当該施設が製造したパンの喫食のみであること、有症者および調理従事者からノロウイルスが検出されたこと、医師から食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が製造したパンを原因とする食中毒と断定した。	3/8～3/10 営業停止処分	探知 3/6
	合計			338	18						